

輪島市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成 18 年 2 月 1 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 輪島市情報公開条例(平成 18 年輪島市条例第 14 号。以下「情報公開条例」という。)及び輪島市個人情報保護条例(平成 18 年輪島市条例第 15 号。以下「個人情報保護条例」という。)の規定によりその権限に属せられた事項を処理するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、輪島市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、実施機関(情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関及び個人情報保護条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。

- (1) 情報公開条例第 18 条に規定する不服申立てに対する決定に関する事項
- (2) 個人情報保護条例第 5 条第 3 項第 9 号に規定する個人情報の取得に関する事項
- (3) 個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 7 号に規定する保有個人情報の利用又は提供に関する事項
- (4) 個人情報保護条例第 40 条第 1 項に規定する不服申立てに対する決定に関する事項

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 5 条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審査会の最初にかかれる会議については、市長がこれを招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第9条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。